一般社団法人日本外航客船協会入会金及び会費規程

制定　平成 2 年 5 月 28 日
改正　平成 4 年 6 月 18 日
改正　平成 28 年 4 月 1 日
改正　令和 7 年 6 月 30 日

定款第７条に基づく入会金及び会費規程を次の通り定める。

１．入会金

(1) 本会に入会する正会員又は準会員は、次の入会金を納入するものとする。

イ．正会員　　12 万円
ロ．準会員　　6 万円

(2) 既納の入会金は、返還しないものとする。

２．会費

(1) 基本会費

正会員又は準会員、次の基本会費を納入するものとする。

イ．正会員　　定期船会社 72 万円　クルーズ船会社 120 万円
ロ．準会員　　30 万円

(2) 特別会費

① 正会員又は準会員は、正会員が直接又は間接に運航若しくは支配所有する船舶又は準会員が代理業務を行う船舶の総トン数に応じ、次のトン当り金額を適用して計算した特別会費を納入するものとする。

イ．定　期　船　トン当り　年 14 円
ロ．クルーズ船　トン当り　年 48 円

② 特別会費の計算は、1 船毎に 1 トン未満の端数を切り捨てて行い、100 円未満は四捨五入とする。

③ この場合、トン数とは、「1969 年の船舶のトン数測度に関する国際条約」に基づく国際総トン数をいう。

(3) 賛助会費

賛助会員は、１口年額 10 万円以上の賛助会費を納入するものとする。

(4) 年度途中の入会及び運航開始

① 正会員又は準会員は、年度途中で入会した場合であっても、基本会費の全額を納入

するものとする。

② 正会員又は準会員は、当該年度で特別会費を納入していない船舶が新たに運航を開始した場合において、開始の月より月割計算を以て、特別会費を納入するものとする。

③ 賛助会員は、年度途中で入会した場合であっても、賛助会費の全額を納入するものとする。

３．会費の納入時期等

(1) 本会は、会員に対し納付すべき会費の金額について、５月末日までに請求書を発送する。この場合において、特別会費につき算出の基礎となる船舶に関わる会員が複数の場合には、あらかじめ会員より本会に届け出られた負担割合に基づき請求する。

(2) 会費は、年１回毎年６月に納入するものとする。ただし、年度途中に入会した会員は入会時に納入するものとする。

(3) 会費は、本会の取引銀行の普通預金口座に振り込むものとし、領収証は銀行が振込人に交付する振込金受取証をもってこれに代えるものとする。

(4) 既納の会費は、返還しないものとする。

附　　則

１．この規程は、本会設立の日平成２年５月 28 日から施行する。
２．この規程は、平成４年４月１日から施行する。
３．この規定は、平成 28 年４月１日から施行する。
４．この規定は、令和７年６月 30 日から施行する。